主 文 本件抗告を却下する。 理 中

前記事件記録によれば、前記(1)及び(2)の申立は前記本訴請求事件につき原告(反訴被告)Aが昭和三八年一月一四日に原裁判所に対し「訴状訂正の申立」と題する書面を提出して本訴の請求の趣旨及びその原因の変更を申し立てたのにいる書面を提出して本訴告人らが右変更は不当なる旨乃至は右変更をもの決定を求めるため民事訴訟法第二三三条に則つてこれを為したものである。である旨の決定を求めるため民事訴訟法第二三三条に則つてこれを為したの事論に基づいて抗告人らの前記申立としてである。を求めては明らかである。被告が訴の変更を〈/要旨〉不当ととの表別の裁判を求めた場合、裁判所が変更を正当とするときは民訴法二三三条ので変更をが出来るものと解すをといる。の表別を許すを書言との表別を許するとが出来るもれて不〈/要目〉であるいと解するのが、また原決定は右のとおり口頭弁論を経て為ないと解言〉であるいるが、は民訴法二三三条による通常の抗告も本件の場合の服あるがある。これ民訴法二三三条による訴の変更不許の裁判も其の性質対しては発表の服めるがある。これ民訴法二三三条による訴の変更不許の裁判も其の性質対しては解しているがあるが、出点には触れない)。

仍て本件抗告は不適法であるから主文のとおり決定する。 (裁判長判事 鈴木忠一 判事 谷口茂栄 判事 宮崎富哉)